



(1/2)  
20221209 評基認第 004 号  
2023 年 4 月 25 日

# 認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を ASNITE 認定プログラムの試験事業者として認定する。

認定識別: ASNITE 0082 Testing

適合性評価機関の名称: 富士フイルム和光純薬株式会社 大阪工場

法人の名称: 富士フイルム和光純薬株式会社

適合性評価機関の所在地: 兵庫県尼崎市高田町 6 番 1 号

認定範囲: 別紙のとおり

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (ASNITE-T (E)) に  
記載した認定要求事項

認定発効日: 2023 年 5 月 10 日

認定の有効期限: 2027 年 5 月 9 日

初回認定発効日: 2013 年 4 月 8 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長

斎藤和則

- ・ IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。
- ・ この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです (2017 年 4 月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照)。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

事業所名：富士フイルム和光純薬株式会社 大阪工場

事業所所在地：兵庫県尼崎市高田町6番1号

実施する業務：マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、試料保管、  
分析試験、結果の妥当性確認、試験報告書の発行等実施

認定区分			試験項目／試験対象	試験規格番号	認定発効日
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術			
化学製品	無機	容量分析 (滴定法)	1 mol/L 塩酸	JIS K 8001 JA.6.4 e)2)* <sup>1*3</sup>	2023年 5月10日
			0.1 mol/L 塩酸	JIS K 8001 JA.6.4 e)6)* <sup>1*4</sup>	
			0.5 mol/L 硫酸	JIS K 8001 JA.6.4 y)1)* <sup>1*5</sup>	
			0.05 mol/L 硫酸	JIS K 8001 JA.6.4 y)4)* <sup>1</sup>	
			1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液	JIS K 8001 JA.6.4 r)1)* <sup>1*6</sup>	
			0.1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液	JIS K 8001 JA.6.4 r)4)* <sup>1</sup>	
			0.1 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液	JIS K 8001 JA.6.4 t)2)* <sup>1</sup>	
			0.1 mol/L 硝酸銀溶液	JIS K 8001 JA.6.4 n)* <sup>1*7</sup>	
			0.005 mol/L 過マンガン酸カリウム溶液	JIS K 0102-1 17.2.2 e)* <sup>2</sup>	
			0.02 mol/L 過マンガン酸カリウム液	第十八改正日本薬局方 一般試験法 9.21	

【一部変更内容】

\*<sup>1</sup> JIS K 8001 JA.6.4 滴定用溶液の調製、標定及び計算

滴定用溶液の調製方法を以下の方法に変えて行う。

「滴定用溶液の調製において、JISに規定する水を加えて1000 mLとする手順に変えて工業的に大スケールでの調製を行い、滴定手順のみ当該JISの各項目に従い実施する。」

\*<sup>2</sup> JIS K 0102-1 17.2.2 e)操作

滴定操作において、同一条件で空試験を行い滴定量の補正を行う。

\*<sup>3</sup> JIS K 8001 JA.6.4 e) 2) 2.2) 標定

標定操作における標準物質の秤取量を変更する。

\*<sup>4</sup> JIS K 8001 JA.6.4 e) 6) 6.2) 標定

標定操作における標準物質の秤取量を変更する。

\*<sup>5</sup> JIS K 8001 JA.6.4 y) 1) 1.2) 標定

標定操作における標準物質の秤取量を変更する。

\*<sup>6</sup> JIS K 8001 JA.6.4 r) 1) 1.2) 標定

標定操作における標準物質の秤取量を変更する。

\*<sup>7</sup> JIS K 8001 JA.6.4 n) 2) 標定

標定操作における標準物質の秤取量を変更する。